

今後の検討方針（案）

1．地下水汚染の未然防止のための措置に係る検討事項

（1）構造に関する検討事項

有害物質を取り扱う施設の設備本体に付帯する配管等は、例えば目視で確認できるよう床面から離して設置するか、漏えいを検知する設備を設ける等、漏えいがあった場合に漏えいを確認できる構造とする。

地下貯蔵設備等は、例えば可燃性液体の場合には、内側が鋼製、外側が強化プラスチック製の二重殻タンクにする等、有害物質の漏えいを防止できる材質及び構造とするか、漏えいを検知する設備を設ける等、漏えいがあった場合に漏えいを確認できる構造とする。

有害物質を取り扱う施設設置場所の床面は、施設等から漏えいがあった場合でも、直ちに地下に浸透しないよう、例えばコンクリート製で表面を耐性のある材料で被覆する等、有害物質の地下浸透を防止できる材質および構造とする。

有害物質を取り扱う施設設置場所の周囲は、有害物質が漏えいした場合でも、有害物質が周囲に流出して地下水汚染を引き起こさないよう、例えば液体が外側に流れ出るのを防止する防液堤を設ける等、流出を防止できる構造とする。

排水溝や排水貯留設備等は、有害物質を含む汚水等が排水溝等から地下に浸透しないよう、例えば排水の漏えい・浸透のないコンクリート製とする等、有害物質の地下浸透を防止できる材質および構造とする。

（2）点検・管理に関する検討事項

有害物質を取り扱う設備本体及びそれに付帯する配管等や設置場所の床の破損状況、排水系統の設備の破損状況、有害物質の漏えい状況、地下浸透の状況等について、定期的な点検及び検査を実施し、その記録を一定期間保存する。

点検等により異常が確認された場合には、直ちに補修等の必要な措置を講ずる。

有害物質を取り扱う設備に係る作業や施設・設備の運転は、例えば有害物質の補給状況や設備の作動状況を確認する等、有害物質が地下に浸透したり、周囲に飛散したり、流出したりしないような方法で行う。

万一漏えいした場合には、当該漏えいした有害物質を適正に処分する。

2．対象施設

改正された水質汚濁防止法により一部の有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設が対象とされている。

有害物質使用特定施設

有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する特定施設（水濁法第2条第7項）

有害物質貯蔵指定施設

有害物質を貯蔵する指定施設であって、当該指定施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがあるものとして政令で定めるもの(改正後の水濁法第5条第3項)。有害物質を貯蔵する施設であって、当該施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがある施設を定める予定(ことを検討中)。

上記 以外の有害物質の貯蔵場所や作業場所は対象としないが、地下水汚染の原因となり得る場所であることを事業者と都道府県等が情報共有することが重要であり、自治体向けの技術指針(案・仮称)及び事業者向けのマニュアル(案・仮称)で留意事項等を取りまとめる。

3. 検討方法

既存の他法令、告示及び条例や事業者において作成した各種マニュアル、実際の取組状況等を踏まえ、構造等に関する基準と定期点検の内容を検討する。

(留意事項)

- 1) 既に講じられている事業者の地下水汚染の未然防止対策を十分に踏まえて決定する。
- 2) 措置の具体的な内容は、既存施設における実施可能性にも配慮して定めること、業種や事業場毎に施設等の実態が異なること等を踏まえ、必要な性能を定めることを基本として検討する。

地下水汚染の未然防止に係る措置を適正に実施するため、「技術指針(案・仮称)」及び「マニュアル(案・仮称)」を策定する。

	構造基準等の考え方	技術指針(自治体向け)	マニュアル(事業者向け)
構造等	<ul style="list-style-type: none"> ・構造(床面及びその周囲)に関する基準 ・設備(配管、排水溝等)に関する基準 ・使用の方法に関する基準 	<ul style="list-style-type: none"> ・構造等に関する基準の解説 	<ul style="list-style-type: none"> ・構造に関する具体事例 ・概略コスト ・施行方法 ・留意事項 (写真や図を挿入し、わかりやすいものとする。)
定期点検	<ul style="list-style-type: none"> ・対象、項目、実施方法、頻度 ・異常確認時の対応方法等 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期点検の内容に関する解説 	<ul style="list-style-type: none"> ・点検方法の具体事例 ・チェックリストの例 (写真や図を挿入し、わかりやすいものとする。)
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・法令に定められていないが、地下水汚染の未然防止のために実施することが望ましい事項 ・他部局との連携 ・住民とのリスクコミュニケーションの重要性 	<ul style="list-style-type: none"> ・法令に定められていないが、地下水汚染の未然防止のために実施することが望ましい事項 ・事業者の団体の役割 ・住民とのリスクコミュニケーションの重要性

構造等に関する基準とそれに応じた定期点検を組み合わせることにより、有害物質の漏えい・地下浸透を防止することについて検討する。

共通的な基準に加え、重金属、VOC等取り扱う有害物質の特性を踏まえて追加すべき事項がある場合には、その内容について検討する。

業種の特性を踏まえて追加すべき事項がある場合には、その内容について検討する。

適宜事業者へのヒアリング、現地視察を通して、既に講じられている地下水汚染の未然防止対策の実施状況を確認し参考とする。

ヒアリング・施設視察先

区分	事業者・団体・施設名称など	備考
ヒアリング	住友化学株式会社	実施済
	石油連盟	実施済
	全国クリーニング生活衛生同業組合連合会 クリーニング総合研究所	実施済
	全国鍍金工業組合連合会	実施済
	神奈川県環境農政局環境部大気水質課	実施済
施設視察	住友化学株式会社 千葉工場（石油化学工場）	実施済
	有限会社 銀洋舎（クリーニング工場）	実施済
	株式会社 梅田鍍金工業所（鍍金工場）	実施済
	ガソリンスタンド現場	調整中

以上